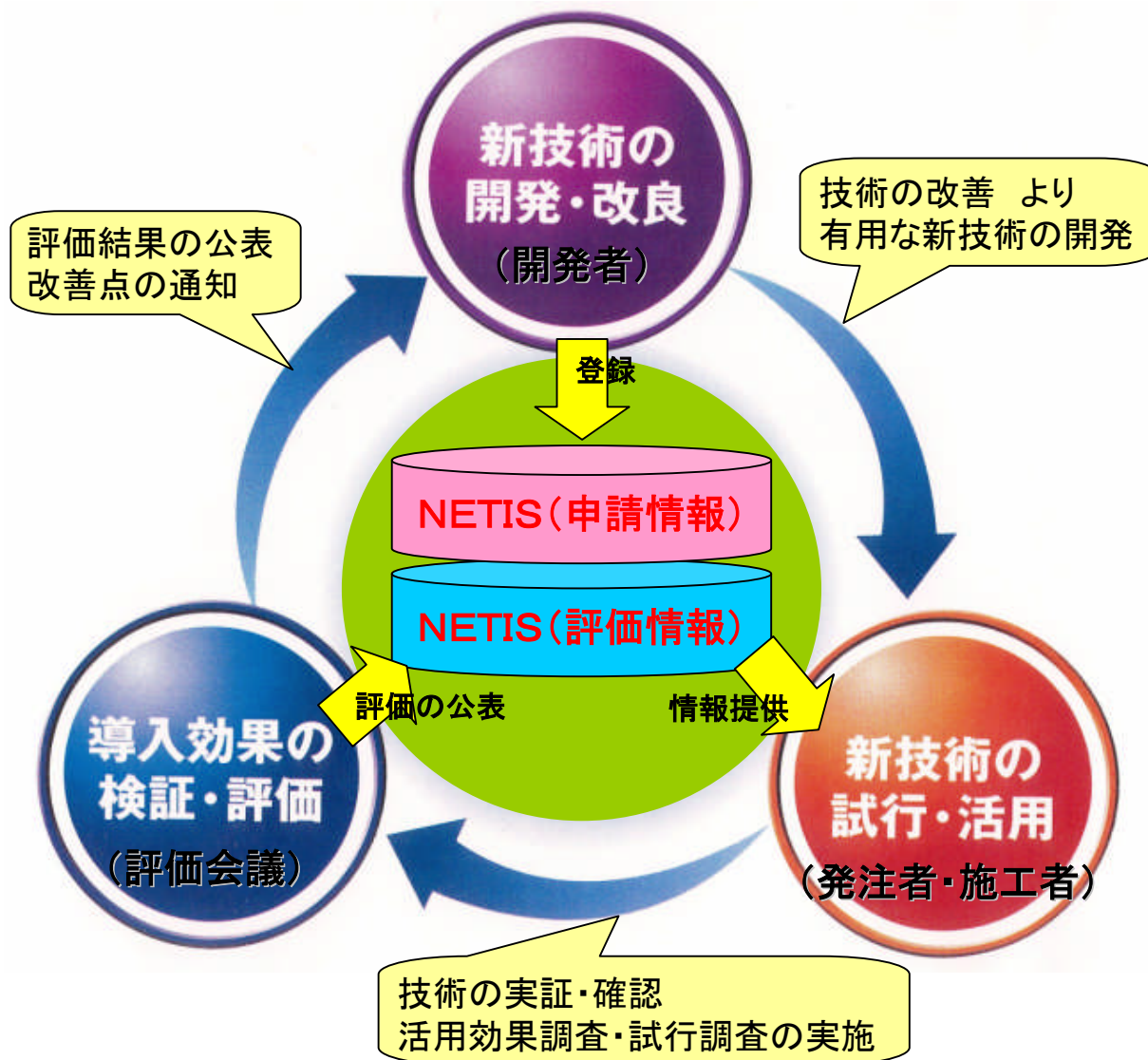


新技術活用システムとは(概念)

有用な新技術の積極的な活用を推進するための仕組み

【新技術活用システム】



メリット

開発者

- ・開発技術の活用・評価
- ・有用技術の名称付与
- ・技術開発のスパイラルアップ

発注者

- ・公共工事の諸問題解決
(コスト削減、品質・安全の確保、環境の保全など)
- ・公共工事の品質確保
- ・良質な社会資本の整備

施工者

- ・施工の効率化
- ・工事成績評定の加点対象
(主任監督員による加点→最大4点)

新技術活用の背景

新技術の活用促進 と NETIS

社会的な要求

- 公共事業に対するコスト意識の高まり
- 社会資本施設の基本機能・品質の確保 等

昭和62年 「技術活用パイロット事業」の実施

平成5年 「試験フィールド事業」の創設

平成10年 「公共事業における新技術活用促進システム」の実施

平成13年
新たな「公共事業における新技術活用促進システム」の移行

平成18年 「公共工事等における新技術活用促進システム」の実施
◆ 本格運用のポイント

- ① 事後評価の実施の徹底
- ② 技術評価の情報を主体に再構築
- ③ 活用方式の追加(施工者希望型)
- ④ 申請者・請負者へのインセンティブの明確化
- ⑤ 設計段階でのインセンティブを明確化

平成22年3月31日 実施規約及び実施要領の改正

◆ 改正の主な点

- ① 事後評価の実施を活用調査表10件以上から5件以上に緩和
- ② 申請情報の掲載期限を3年から5年に延長
- ③ 試行技術を事後評価未実施技術に定義変更
- ④ 施工者からの試行申請が可能となる
- ⑤ 試行現場照会の期間を2年から5年に延長

平成10年 NETIS(イントラ)開始

平成13年
一般公開NETIS(インターネット)開始

平成18年
新技術活用システム本格運用開始
(申請情報・**評価情報**)

平成21年
NETISホームページリニューアル
評価情報、申請情報の統合
条件検索、工種検索の機能ページの編集

新技術活用システムの基本的な流れ

